

## 理事会規程

### 第 1 章 総 則

#### (目的)

第 1 条 この規程は、理事会の運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

#### (適用範囲)

第 2 条 理事会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

#### (構成)

第 3 条 理事会は、理事の全員をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

#### (種類)

第 4 条 定例理事会は毎年 5 回以上開催する。なお、必要ある場合は臨時理事会を招集することができる。

### 第 2 章 招 集

#### (招集権者)

第 5 条 理事会は法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集する。

#### (招集の請求)

第 6 条 理事は、理事現在数の 2 分の 1 以上をもって、理事会の議題（会議の目的たる事項）を記載した書面を招集権者に提出して、理事会の招集を請求することができる。

2 招集の請求があった後 10 日以内に、その請求の日より 3 週間以内の日を会日とする理事会の招集通知が発せられないときは、招集を請求した理事は、自ら理事会を招集することができる。

3 監事が、理事の法令または定款に違反する行為について理事会に報告するため、書面を理事会の招集権者に提出して理事会の招集を求めた場合も、前項と同様とする。

#### (招集通知)

第 7 条 理事会の招集通知は、会日より 10 日以前に各理事、及び監事に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、理事全員の同意を得てこの期間を短縮することができる。

2 理事会は、理事全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。

(議案)

第 8 条 理事会に付議する議案は、会長がこれを提出する。ただし、他の理事も、あらかじめ会長にその趣旨を申し出ることにより、これを提出することができる。

2 理事会は、招集通知に掲げられなかった議案についても、特に支障のない限り、これを審議することができる。

### 第 3 章 決 議

(議長)

第 9 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議方法)

第 10 条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数をもって行う。

2 賛否同数の場合は、会長が決定する。

(決議事項)

第 11 条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

イ 本会の業務執行の決定

ロ 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

ハ 重要な財産の処分及び譲受け

ニ 多額の借入

ホ 重要な使用人の選任・解任

ヘ 事業計画書及び収支予算書等の承認

ト 事業報告及び計算書類等の承認

チ その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

イ 下記の規則の制定、変更及び廃止

会員に関する規程

委員会規程

情報公開規程

個人情報保護規程

その他必要な事項の規程

ロ 公益目的不可欠特定財産の維持、管理及び処分の決定

- 八 基本財産の維持、管理及び処分の決定
- ニ 委員会の設置・運営に必要な事項の決定
- ホ その他定款に定める事項
  - (3) その他重要な業務執行に関する事項
- イ 重要な事業外の契約の締結、解除、変更
- ロ 重要な事業外の争訟の処理
- ハ その他理事会が必要と認める事項

(書面による意見の表明)

- 第 12 条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、事前に書面をもって議長となるべき者に対し、議案についての意見を表明することができる。
- 2 事前の意見表明があったときは、議長は理事会における審議に際して、その内容を報告しなければならない。

(議事録)

- 第 13 条 理事会の決議については、議長が議事録を作成し、出席した理事 2 名以上がこれに署名しなければならない。ただし、署名は記名捺印をもって代えることができる。

附則

(規程の変更)

- 1 この規程に疑義が生じた場合は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(規程の施行)

- 2 この規程は、法人設立登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。